【規程番号　行法Ｖ－013】

行吉学園自動車等通勤規程

（目　的）

第１条　この規程は、行吉学園（以下「学園」という。）に在籍する教職員が、通勤に自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車等（以下「自動車等」という。）を使用する場合の許可手続き並びに自動車等の運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（自動車等使用の許可）

第２条　自動車等を使用する通勤は、次の各号に該当する場合に許可するものとする。

（1）通勤経路に利用できる交通機関がなく、自動車等による通勤以外に通勤の手段がない場合

（2）身体の都合等により、通常の交通機関による通勤が困難な場合

（3）育児等特別の事情がある者で、特に理事長が認めた場合

（許可の手続き）

第３条　前条第１項の各号に該当し自動車等を使用して通勤することを希望する教職員は、理事長に自動車等通勤許可申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

２　申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。（自転車等の使用を希望する者を除く。）

（1）誓約書（様式第２号）

（2）運転免許証の写し

（3）自動車検査証の写し

３　理事長は、申請書の内容を審査のうえ駐車が可能な範囲において許可するものとし、許可したときは自動車等通勤許可書（様式第３号）を交付する。

４　使用許可は、毎年度４月に決定することとし、許可の期間は原則として１年とする。

５　引き続き許可を希望する者は、毎年２月末までに許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

（自動車保険の加入義務）

第４条　自動車等（自転車等を除く。）による通勤が認められた者（以下「運転者」という。）は、自動車損害賠償責任保険以外に必ず任意自動車保険に加入することとし、保険の加入要件は次のとおりとする。

（1）対人賠償保険の補償額　　無制限

（2）対物賠償保険の補償額　　1000 万円以上

２　上記の要件を充たす自動車保険に加入した場合は、速やかに保険証書の写しを提出しなければならない。

（運転禁止事項）

第５条　運転者は、道路交通安全に関する法令を遵守し安全運転に努めるとともに、次の各号の運転をしてはならない。

（1）酒気帯び・酒酔い運転
（2）過労運転
（3）速度超過運転
（4）その他道路交通に関する法令が禁止している事項に違反する運転

（許可の取消し）

第６条　運転者が、次の各号に該当した場合は許可を取消すものとする。
（1）第２条の各号に定める使用許可の要件を欠いた場合
（2）運転禁止事項に違反して交通事故を起した場合
（3）運転禁止事項に著しい違反があった場合
（4）その他学園が取消しを必要と認めた場合

（報告義務）

第７条　運転者が、通勤途上及び業務中に交通事故を起した場合は、直ちに学園に報告し、指示に従わなければならない。

（責任の所在）

第８条　運転者が通勤途上及び業務中に起した事故については、学園は一切の賠償責任を負わない。

２　運転者の自動車等を駐車中に発生した破損及び盗難等による損害については、学園は一切の賠償責任を負わない。

（学園の損害賠償請求）

第９条　運転者が通勤途上及び業務中に事故を起し、そのために学園が損害を受けた場合は、学園はその損害について運転者に賠償を請求することがある。

（業務の所管等）

第 10 条　この規程に定める業務は、総務課総務人事担当（以下「総務人事担当」という。）及び総務課大学庶務担当（以下「大学庶務担当」という。）が所管する。

２　この規程に定める申請書等は、各キャンパスの大学庶務担当又は認定こども園事務室を経て総務人事担当へ提出するものとする。

３　大学庶務担当又は認定こども園事務室が申請書等を受理したときは、その内容、事情等を確認の上、意見書を付して総務人事担当に回付するものとする。

４　総務人事担当は、自動車等使用による通勤が許可されたときは、その結果を庶務課に通知する。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、常任理事会の意見を聞き理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

（様式第１号）

年　　月　　日

自動車等通勤許可申請書

学校法人行吉学園
理　事　長　　殿

教職員番号（6 桁）.....
所　　属
氏　　名

私は、下記により自動車等を使用して通勤したいので、行吉学園自動車等通勤規程第３条の規定に基づき申請します。

自動車等を使用する理由	
現 住 所	
使用する自動車等	１　自動車　２　自動二輪車（原動機付自転車を含む）　３　自転車等 ＊自動車及び自動二輪車を使用する場合に記入してください。 （車　種）　　（登録番号）
通勤経路及び距離	（経　路） （距　離）　　ｋｍ
使用開始時　期	年　　月　　日

＊「自動車等を使用する理由」は、行吉学園自動車等通勤規程を参照のうえ具体的に記入し、必要に応じて証明書類を添付してください。

＊「通勤経路及び距離」は、自宅から勤務地までの経済的かつ合理的な経路、距離を記入してください。

＊自動車及び自動二輪車を使用する場合は、運転免許証と自動車検査証等の写しを添付してください。

（様式第２号）

誓　　約　　書

学校法人行吉学園

理　事　長　　殿

私は、自動車等を使用する通勤の許可を受けるに当たり、下記事項を厳守履行することを　　誓約します。

記

１　自動車等を使用して通勤するに当たっては、道路交通安全に関する法令をはじめ学内諸規程を遵守し安全運行に務めること。

２　許可を受けた場合は、速やかに行吉学園自動車等通勤規程（以下「通勤規程」という。）に定める任意自動車保険に加入し、届け出ること。

３　通勤規程に定める運転禁止事項違反等により許可を取消された場合には、決定に従い速やかに履行すること。

４　通勤途上及び業務中に事故を起し学園に損害を与えた場合は、その責任を負うこと。

５　学園内に駐車中に発生した破損及び盗難等による損害については、学園に対して賠償を　求めないこと。

年　　月　　日

所　属

氏　名

（様式第３号）

年　　月　　日
許可第　　号

自 動 車 等 通 勤 許 可 書

所　属
氏　名　　様

学校法人 行吉学園
理事長
（公印省略）

あなたから申請がありました自動車等による通勤については、下記のとおり許可します。

記

１　使用する自動車等

①　自動車　　②　自動二輪車　　③　原動機付自転車　　④　自転車等

（車　種）　　（登録番号）

２　使用する経路及び距離

（経　路）

（距　離）　　ｋｍ

３　使用開始時期

年　　月　　日（終期：　　年　　月　　日）

※上記事項について変更があった場合は、速やかに届け出てください。